

# 一般高圧ガス取引契約書

本契約書は高圧ガスの譲渡・販売に伴って生ずる容器の授受と、高圧ガス及び高圧ガス容器の管理に関して、本文書下段に定める甲と乙の間に於いて、次の通り契約を締結する。

- 第1条 乙は甲の必要とする一般高圧ガスを円滑、安全、かつ有利に甲に一般高圧ガスを供給する。
- 第2条 甲は乙に対し高圧ガスの発注を行う場合は、余裕をもって注文するものとし、乙は一般高圧ガスの安定供給に努める。
- 第3条 甲は、一般高圧ガスの使用に際し、高圧ガス保安法、及び関係政・省令等の定めを遵守しなければならない。
- 第4条 甲は、高圧ガスを接続して使用する機械・設備・器具等を正しい使用法に従い、かつ安全に管理者の下、保守管理するものとする。
- 第5条 乙は甲に対して、高圧ガスを安全に使用するための情報・意見を提供することに努め、甲はそれをもとに適切な措置を講ずる。甲が高圧ガスの取扱いについて適切な管理がなされていないと判断した場合は、高圧ガスの販売・譲渡を断ることができる。
- 第6条 甲は、乙に対し高圧ガスの取引の対価を支払うものとする。
- 第7条 甲、乙との間に後日重大な変化と一般高圧ガスの供給に変化が生じた場合、又、経済事情の変動等により価格の変動を生じた時は、甲、乙両者にて協議する。
- 第8条 甲が自己の都合により一般高圧ガスの取引を中止する場合、前もって甲、乙両者にて協議し了解を得る。
- 第9条 甲、乙は信義を持って本契約を履行し、法令、その他止むを得ない事由により本契約の変更又は、解除を必要とする場合、又本契約の各条項において疑義を生じた場合は、甲、乙両者協議のうえ解決決定する。
- 第10条 乙は、業務上知り得た甲の個人情報等の取扱は、個人情報保護法を遵守するものとする。
- 第11条 本契約以前に既に行われた取引についても本契約の条項を適用する。
- 第12条 本契約の有効期限は3年間とする。但し、有効期限満了の3ヶ月前までに甲、又は乙において特別な意思表示が無い時は、本契約は同一条件をもって1年間自動的に延長、更新され、以降も同様とする。
- 第13条 本契約に記載なき事項に関しては、甲、乙は誠意を持って協議し、円満に解決をはかるものとする。

以上契約成立の証拠として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印して、その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（借主） 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ (印)

乙（貸主） 住 所 埼玉県越谷市大澤1598-14 （登記上本社）  
名 称 株式会社 大東医療ガス  
電 話 048-940-9718  
代表者 代表取締役 野澤 真一 (印)

\*本契約書の送付先:本社ではなく下記事務所へお願いいたします。二部ともお送りください  
(株)大東医療ガス 契約係 〒343-0002 埼玉県越谷市平方 2366-1

# 一般高圧ガス取引契約書

本契約書は高圧ガスの譲渡・販売に伴って生ずる容器の授受と、高圧ガス及び高圧ガス容器の管理に関して、本文書下段に定める甲と乙の間に於いて、次の通り契約を締結する。

- 第1条 乙は甲の必要とする一般高圧ガスを円滑、安全、かつ有利に甲に一般高圧ガスを供給する。
- 第2条 甲は乙に対し高圧ガスの発注を行う場合は、余裕をもって注文するものとし、乙は一般高圧ガスの安定供給に努める。
- 第3条 甲は、一般高圧ガスの使用に際し、高圧ガス保安法、及び関係政・省令等の定めを遵守しなければならない。
- 第4条 甲は、高圧ガスを接続して使用する機械・設備・器具等を正しい使用法に従い、かつ安全に管理者の下、保守管理するものとする。
- 第5条 乙は甲に対して、高圧ガスを安全に使用するための情報・意見を提供することに努め、甲はそれをもとに適切な措置を講ずる。甲が高圧ガスの取扱いについて適切な管理がなされていないと判断した場合は、高圧ガスの販売・譲渡を断ることができる。
- 第6条 甲は、乙に対し高圧ガスの取引の対価を支払うものとする。
- 第7条 甲、乙との間に後日重大な変化と一般高圧ガスの供給に変化が生じた場合、又、経済事情の変動等により価格の変動を生じた時は、甲、乙両者にて協議する。
- 第8条 甲が自己の都合により一般高圧ガスの取引を中止する場合、前もって甲、乙両者にて協議し了解を得る。
- 第9条 甲、乙は信義を持って本契約を履行し、法令、その他止むを得ない事由により本契約の変更又は、解除を必要とする場合、又本契約の各条項において疑義を生じた場合は、甲、乙両者協議のうえ解決決定する。
- 第10条 乙は、業務上知り得た甲の個人情報等の取扱は、個人情報保護法を遵守するものとする。
- 第11条 本契約以前に既に行われた取引についても本契約の条項を適用する。
- 第12条 本契約の有効期限は3年間とする。但し、有効期限満了の3ヶ月前までに甲、又は乙において特別な意思表示が無い時は、本契約は同一条件をもって1年間自動的に延長、更新され、以降も同様とする。
- 第13条 本契約に記載なき事項に関しては、甲、乙は誠意を持って協議し、円満に解決をはかるものとする。

以上契約成立の証拠として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印して、その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（借主） 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ (印)

乙（貸主） 住 所 埼玉県越谷市大澤1598-14 （登記上本社）  
名 称 株式会社 大東医療ガス  
電 話 048-940-9718  
代表者 代表取締役 野澤 真一 (印)

\*本契約書の送付先:本社ではなく下記事務所へお願いいたします。二部ともお送りください  
(株)大東医療ガス 契約係 〒343-0002 埼玉県越谷市平方 2366-1